



羽の情報便

平成二十三年
度税制改正
(消費税編)

平成23年度税制改正は、その内容を一部切り出し「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」として平成23年6月22日に成立し、6月30日に公布されましたが、その中の消費税法に関して解説します。

1. 免税事業者の要件の見直し

事業者免税点制度の見直しでは、特定期間(前期の上半期)における課税売上高又は給与等の支払総額が1,000万円を超えるときは、事業者免税点制度の適用はないこととされました。

平成25年1月1日以後開始する個人事業者のその年又は、法人のその事業年度から適用となるため、個人事業者の場合、24年1月～6月の課税売上高又は、給与等支払総額が1,000万円を超える場合は、25年分から課税事業者に、3月決算法人の場合は、24年4月～9月の課税売上高又は給与等支払総額が1,000万円を超える場合には、25年度(25年4月1日～26年3月31日)から課税事業者になります。

この改正は、消費者が支払った税金が国庫に入らずに事業者の手元に残ってしまうという「益税」を減少させ、不公平感を緩和させることにより、将来の消費税率引き上げへの地ならしの意味合いがあるようです。

2. 仕入税額控除の95%ルールの見直し

仕入税額控除制度が一部改正され、課税売上割合が95%以上の場合に、課税仕入れに係る消費税額の全額の控除を認める制度の対象者が、その課税期間の課税売上高が5億円以下の事業者に限定されました。

つまり課税売上高が5億円を超える事業者は、仕入税額控除の計算上、仕入税額控除を全額ではできなくなる場合があり、個別対応方式か一括比例配分方式で計算しなければならないこととなります。

課税仕入の各取引について「課税売上に対応する課税仕入」、「非課税売上に対応する課税仕入」、「共通の課税仕入」の3つに区分する必要があると、システム対応など実務上の影響が大きいと思われます。

この改正は、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。つまり、3月決算法人は24年度(24年4月1日～3月31日)から、個人事業者は25年分(25年1月1日～12月31日)から適用になります。



当社の運営サイトのご紹介

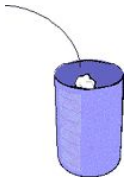
- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
 ■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

商店街で文具を販売しています。お客様には領収書を発行していますが、よく書き損じをして領収書を捨ててしまします。ちよつと心配なんですが、大丈夫でしょうか？

通常、領収書は、一枚目がお客様用、二枚目は自社用控になっていると思います。書き損じた場合の処理として一枚目を捨てるようにしましょう。でもこれは書き損じなので売上計上はしていません。でもこれが書き損じだという証拠も残っていません。税務調査ではまず疑われるケースです。では、一枚目も二枚目も捨てたとしてみましょう。連番処理している領収書が中抜けになります。これが書き損じだということはどうやって税務調査官に説明できますか？まずもって信用性はゼロです。領収書の破棄によって、売上を計上しないケースは多々あります。書き損じ領収書を捨ててしまつと、「書き損じ」なのか「不正をしたのか」が判断できません。疑いの目が強くなつてしまします。印象も悪いです。書き損じた部分は捨てるのではなく×印等を付して「控えも客用も」そのまま残すのです。これだけで、調査官に与える印象が全く変わります。



税金まめ知識（第51回）減価償却（4年落ちの中古自動車）

建物、機械装置、工具、器具備品などの資産（減価償却資産）の購入費用は、原則として、その支払った金額がそのまま経費になるのではなく、その購入費用（取得価額）を使用可能期間（耐用年数）に応じて、数年にわたり、分割して経費にしていかなければなりません。この分割して経費に計上することを**減価償却**といいます。

使用可能期間（耐用年数）は、法律によって定められていて、例えばパソコンは4年、普通自動車は6年です。そして、中古で購入した場合には、すでに何年か使用されており、取得後の使用可能期間は新品よりも短いのが普通です。

このような中古資産を取得した場合には、以下の計算式のように、正規の耐用年数よりも短い年数を簡便的に計算することが認められています。

- 1) 法定耐用年数の全部を経過したもの
法定耐用年数×20%
- 2) 法定耐用年数の一部を経過したもの
法定耐用年数－経過年数＋（経過年数×20%）＝法定耐用年数－（経過年数×80%）

なお、上記算式による計算結果が2年未満となるときは2年とし、計算結果に1年未満の端数があるときは切り捨てます。

では、「4年落ちの中古自動車」だと、どうなるのでしょうか？

前述の通り、普通自動車の法定耐用年数は6年と税法で定められていますので、 $6年 - (4年 \times 80\%) = 2.8年$ ・・・2年が耐用年数となります。

新定率法を用いた場合、耐用年数2年の償却率は「1.000」です。

つまり、4年落ちの中古自動車を100万円で購入したとしたら、1年目の減価償却費は、 $100万円 \times 1.000 = 100万円$ となり、初年度に全額を償却することができるというわけです。

（備忘価額1円は残します）

ただし、期の途中で購入した場合は、月割り按分となりますので、ご注意ください。

（3月決算の場合、10月に購入したとしたら $100万円 \times 6/12 = 50万円$ ）

ちなみに、上記の計算式に当てはめて考えてみますと、普通自動車を中古で取得する場合は、取得時の経過年数が3年10ヶ月以上であれば、耐用年数を2年とすることができます。



9月の税務カレンダー

9月12日（月）

8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



9月30日（金）

7月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉

1月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）

1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉



税金用語のお勉強(2) ～あなたは間違っ使ってませんか？～



普通徴収 と 特別徴収 の違いは？

どちらも地方税の徴収方法ですが、「普通徴収」とは納税通知書により通知して税金を徴収する方法です。それに対して、「特別徴収」は、源泉所得税と同じように給与から直接差引いて税金を徴収する方法です。サラリーマンの方は通常、「特別徴収」になっています。

標準税率 と 制限税率 の違いは何？

都道府県や市町村が通常よるべきものとして地方税法に定められている税率を「標準税率」と呼びます。また、何らかの財政上の必要性から超過課税ができるようになっており、その場合の限度を地方税法が定めています。これを「制限税率」と呼びます。この「制限税率」を超えての課税はできないようになっています。



ちよっとコーヒープレイク！ 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき (25)

似ているけれど・・・違いは何？



■「精算」と「清算」

「精算」は、金額を細かく計算して結果を出すことで、「運賃を精算する」とか“出張費を精算する”というようなときに使います。「清算」は、今までの貸し借りをすべて整理して後始末をつけることで、“会社を清算する”とか“清算人”などに使います。また、“二人の関係を清算する”などのように過去の関係に始末をつけるという意味もあります。

■「青田刈り」と「青田買い」

卒業前の学生に対し、企業が早い時期から採用内定を出すことを「青田買い」といいます。「青田」は、稲がまだ実っていない田んぼの意味で、「青田刈り」は、戦時中の軍事作戦の一つで、敵が兵糧不足になるように、敵地のまだ青い田を刈り取ってしまうことを指していました。

■「羽」と「羽根」

鳥や昆虫などの、体にくっついている状態のハネは「羽」と書きます。体から離れてばらばらにされたハネは「羽根」と書きます。たとえば、「羽を伸ばす」「羽を広げる」は「羽」で、「赤い羽根募金」「羽根布団」は「羽根」になります。また、扇風機の手元のように、羽の形に加工されたものは「羽根」と書きます。羽の情報便は「羽」です。



今月のコラム

九月に入り残暑が厳しい日が続いています。また、西日本を襲来した台風もあり、改めて天災の怖さを思い知らされました。

東日本大震災から早いもので半年が経ちました。この半年で被災地の復興はどの位進んだのでしょうか？福島第一原発はいまどんな状況なのでしょう？日本中に点在する原子力発電所は今後どうなるのでしょうか？・・・等、日本の将来を左右するその後の対応が気になります。教訓を風化させないためにも新たな野田政権に期待するところです。

また海の向こう、アメリカでは、あの3・11からちょうど十年が経ち、様々な追悼イベントのニュースも流れていました。十年前のあの日、あなたは何をしていたか覚えていますか？私は、渋谷のイタリアンレストランでケーブルテレビの生中継が流れていて、ワールドトレードセンターに飛行機が突っ込むシーンが何度も流れ、いったい何が起こっているのかわからなく呆然とテレビを見ていたのを思い出します。本当に、二度と繰り返されてはいけない事件ですね。

九月は、半期末を迎える会社さんも多いかと思えます。まだまだ残暑が残りますが体調管理は万全に頑張っていきましょう。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp

